

## 凡 例

- 1 本年報は、平成17年の人口動態統計、医療統計、各種業務統計等の結果を本県で分類集計したものを収録した。
- 2 内容は、原則として暦年（1月1日～12月31日）によっているが、実施事業の関係で会計年度（4月1日～3月31日）によったものもある。
- 3 本書は、第1編概要と第2編統計資料からなっている。第1編には人口動態統計、医療統計等の平成17年の概要を記し、第2編にはそれぞれの統計資料を掲載した。  
また、第2編統計資料は次のような基準で掲載した。

### （1）人 口

人口は、昭和45年、50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年については国勢調査の確定人口、その他の年については10月1日現在の推計人口（埼玉県総務部統計課）である。

### （2）人口動態統計

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」に基づく出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届書から、調査票を作成し、人口の動的事象を統計的に把握したものである。

ア 出生、死亡、死産は、埼玉県に住所を有する日本人について、1月1日から12月31日の事件で翌年の1月14日までに届けられたものを対象とした。

イ 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、そして死産は母の住所で集計した。

ウ 婚姻、離婚は、夫婦双方又はどちらかが日本人で、17年中に届出があったものを対象とした。

エ 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計した。

### （3）医療統計（医療施設、医療従事者等）

医療施設の分布状況、患者の利用状況、医療等の関係者の従事状況についてまとめたものである。

昭和59年以前は12月31日現在、昭和60年以降は10月1日現在で集計した。

また、「医師・歯科医師・薬剤師調査」による医師、歯科医師、薬剤師の従事状況及び「保健師助産師看護師法」に基づく届出による保健師、助産師、看護師、准看護師の従事状況については、それぞれの調査、届出が昭和57年から隔年実施となっている。平成17年は実施年ではない。

### （4）感染症及び食中毒統計

感染症統計は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「結核予防法」に基づき、医師から届出られた患者を集計したものである。

食中毒統計は、「食品衛生法」に基づき、食中毒を診断した医師からの届出及び保健所の調査結果（喫食調査、疫学調査ほか）から、保健所長が食中毒事件と判断したものについて、事件後、患者の発生状況等を集計したものである。

(5) 地域保健・老人保健事業報告

地域の特性に応じた保健施策を実施主体である保健所・市町村ごとに把握したもので、母子保健・予防接種・老人保健事業などがある。

(6) 業務統計等

衛生行政報告例を中心とした公衆衛生、環境衛生、薬務等の衛生関係行政の業務内容についてまとめたものである。

**統計表の表章記号の規約**

- 計数のない場合
- … 計数不明の場合又は計数を表章することが不適當な場合
- ・ 統計項目のありえない場合
- 0.0 数値の微少（0.05未満）の場合
- △ 減をあらわす場合

注：1 保健統計年報は、平成11年分から、埼玉県ホームページにも掲載されている。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BP00/b1020/menu1.html>

注：2 厚生労働省ホームページにおいて、厚生労働統計の調査結果を閲覧できる。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>

# 用語の解説

## 人口動態統計

### 1 出 産

出生に死産を加えたものをいう。

### 2 低体重児

2,500g未満の出生児をいう。

### 3 自然増加

出生数から死亡数を減じたものをいう。

### 4 乳児死亡

生後1年未満の死亡をいう。

### 5 新生児死亡

生後4週未満の死亡をいう。

### 6 早期新生児死亡

生後1週未満の死亡をいう。

### 7 死 産

妊娠満12週（妊娠第4月）以後における死児の出産をいい、死児とは、出産後にいって心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

### 8 周産期死亡

妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

### 9 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満42日未満（昭和53年までは「産後90日以内」、昭和54年から平成6年までは「分娩後42日以内」としている）の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

### 10 合計特殊出生率

女子（この場合、15～49歳）の各年齢別出生率を合計した数値である。

その年次の年齢別出生状態を1人の女性の生涯に当てはめ、一生の間に生む子供の平均人数を理論的に表したものである。合計特殊出生率が2.07（人口置換水準）を割り込むと人口は減少する。

## 医 療

### 1 医療施設の種類

病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

### 2 病院の種類

精神病院 精神病床のみを有する病院

結核療養所 結核病床のみを有する病院（埼玉県には、平成17年10月1日現在なし）

一般病院 上記以外の病院

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第4条）

医 育 機 関 学校教育法において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

### 3 病床の種類

病床の種別は、従来「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」及び「その他の病床（通称：一般病床）」の4種とされていたが、平成13年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床（療養型病床群を含む。）」は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成15年9月から、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」の5種に改められた。

精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床 結核の患者を入院させるための病床

療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

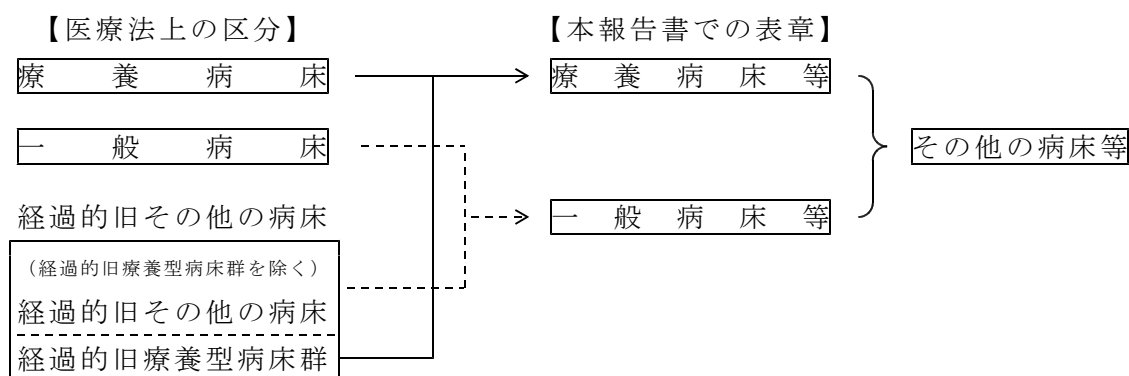
経過的其他の病床 旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第141号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成15年8月までの経過措置）

経過的其他の療養型病床群 「経過的其他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成15年8月までの経過措置）

その他の病床等 療養病床、一般病床及び経過的其他の病床（経過的其他の療養型病床群を含む。）

一般病床等 一般病床及び経過的其他の療養型病床群を除く経過的其他の病床

療養病床等 療養病床及び経過的其他の療養型病床群



#### 4 在院患者

24時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

#### 5 新入院患者・退院患者

新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

#### 6 外来患者

新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

#### 7 従事者

有給、無給にかかわらず、10月1日24時現在に在籍する者をいう。

## 比率の解説

### 1 人口動態調査

$$\text{出生率・死亡率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{1年間の事件数}}{\text{10月1日の人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{1年間の自然増加数（出生数－死亡数）}}{\text{10月1日の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{1年間の乳児（生後1年未満）死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{1年間の新生児（生後4週未満）死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{1年間の死産数}}{\text{1年間の出産数（出生＋死産）}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児（生後1週未満）死亡数}}{\text{1年間の出産数（出生＋妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以降の死産率（後期死産率）} = \frac{\text{1年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{1年間の出産数（出生＋妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{1年間の早期新生児（生後1週未満）死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{1年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日の人口}} \times 100,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left[ \frac{\text{母の年齢階級別出生数}}{\text{年齢階級別女子人口}} \right]_{15歳\sim 49歳までの合計} \quad (\text{5歳階級で算出する場合は5倍する})$$

### 2 医療

#### 病床利用率

$$\text{年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{（月間日数 × 月末病床数）の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$\text{月末病床利用率} = \frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年（月）間在院患者延数}}{1/2 \times [\text{年（月）間新入院患者数} + \text{年（月）間退院患者数}]}$$